

相談支援体制の構築と基幹相談支援センターを通じた社会資源の開発等について

愛知県半田市地域福祉課主査 渡邊 富之

半田市障がい者相談支援センター長 加藤 恵

基幹相談支援センターを通じた社会資源 の開発等について

愛知県半田市地域福祉課

主査 渡邊 富之

愛知県半田市東洋町2-1

TEL: 0569-84-0643 FAX: 0569-22-2904

E-mail: Chiikifukushi@city.handa.lg.jp

今日お話ししたいこと

I 行政の責務

(社会資源て何? 法的な位置づけ)

II 中心的なパートナー

(行政だけでの限界 委託する意味の再確認 基幹相談との契約)

III 問題解決に向けた仕組みと仕掛け

(自立支援協議会の取組み 虐待研修に至る経緯)

IV 行政としての立場

(行政の持つ強み 行政として守るべきもの)

愛知県半田市の例(市社協で実施)

<半田市の概況>

面積47平方km 南北8.2km 東西9.7km

人口 118,685人(平成27年4月)

身体障害者手帳 3,640人

精神障害者保健福祉手帳 828人

自立支援医療 1,390人(26年度実績)

療育手帳 864人

手帳保持者 5,332名

総合支援法サービス利用数 約750名

児童福祉法サービス利用数 約180名



<相談支援の現状>

基幹・委託相談支援 1か所

正規5名・臨職1名

指定相談 8か所

<サービス事業所>

生活介護 17か所(基準該当含む)

就労移行 4か所

就労継続A 3か所

就労継続B 10か所

居宅介護 17か所

短期入所 4か所

グループホーム 20か所

入所支援施設 1か所

放課後等デイサービス 13か所

児童発達支援センター 1か所

そもそも社会資源って？

困った方々のニーズを充足するために必要とされる
施設・機関・制度などを総称したもので、福祉を支える
すべての物事

例)

- ・GHなどの福祉事業所の新設
- ・自治体独自の給付制度
- ・サービス以外のインフォーマルな資源
- ・人材育成による支援スキルの充実 などなど・・・

障害者総合支援法の目的

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、(中略)障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、(中略)障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障がいの有無に関わらず、権利が守られ、安心して暮らすことのできる「まちづくり」をなさい。
小さな包括と大きな包括の視点を忘れずに！

障害者総合支援法の基本理念

第一条の二 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(中略)地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における(中略)一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

共生社会をつくるため「共生のまち」をつくりなさい。
福祉の世界のお話しにせず、かつ計画的に！

I 行政の責務

障害者総合支援法に規定された市町村の責務

第二条 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、(中略)関係機関との緊密な連携を(中略)総合的かつ計画的に行うこと。

二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 意思疎通について支援が必要な障害者等(中略)必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助をおこなうこと。

協議会の設置

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

市町村の責務を果たすための、「ツール」として、協議会を設置している

「市町村の責務を果たすため、関係機関が集い、そのまちの市民一人一人が主役となり、共生のまちを目指す」これが協議会である！

行政だけの限界・・・

根拠法令で目的や理念を確認した！

行政としての責務も果たさなければ！

目的や理念を達成するためのツールもわかった！

けれど、具体的にどうしたら効率的にできるか・・・

やはり、専門性と継続性の担保は必要不可欠！

半田市の体制

平成18年度

半田市が直営で相談業務を行う

平成20年度

相談支援のため半田市社会福祉協議会に委託し「半田市障がい者相談支援センター」を開設する

平成21年度

就労支援相談員を増員する

平成24年度

基幹相談支援事業を委託する

半田市障がい者相談支援センターの業務内容 (委託契約書より)

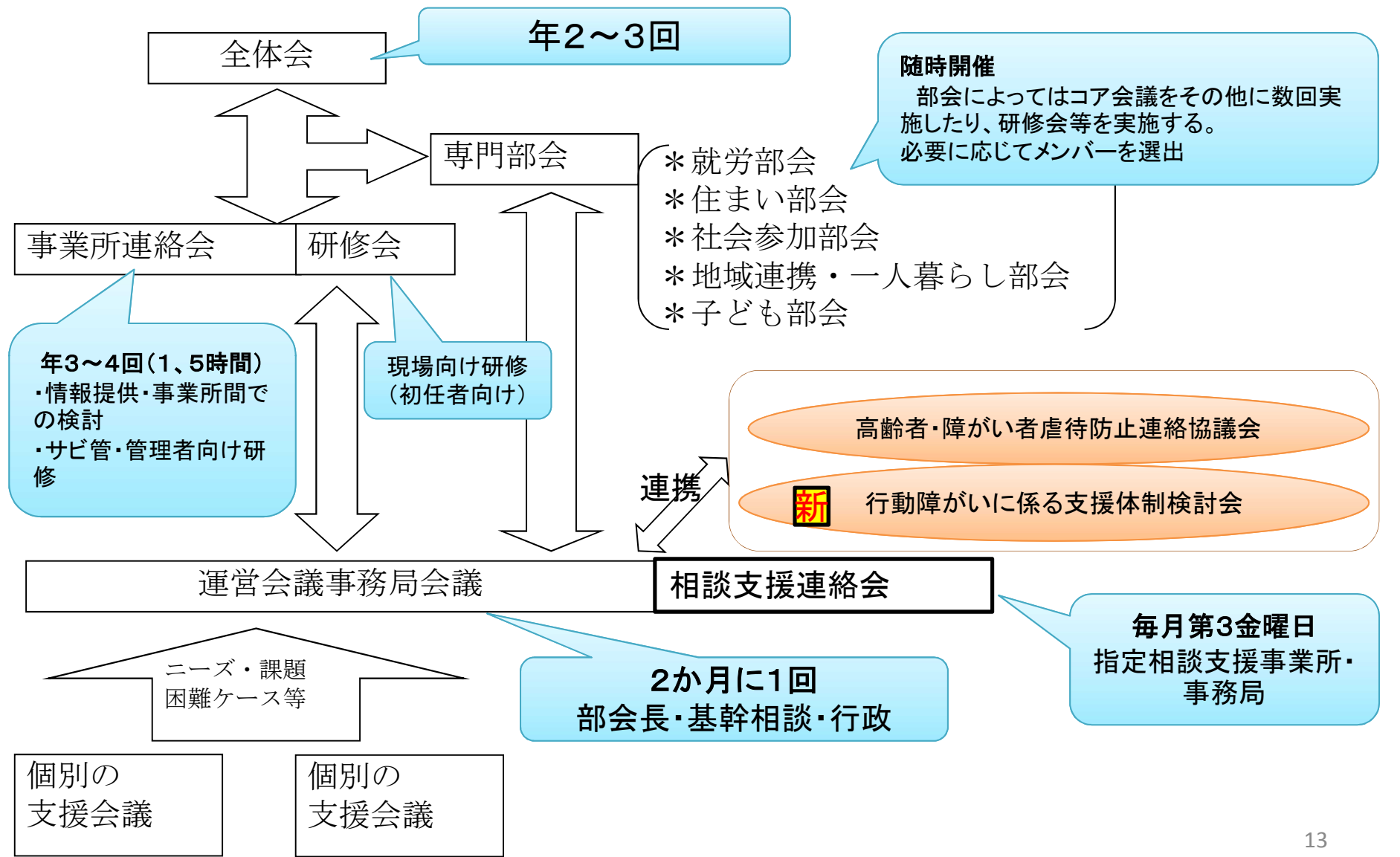
(1) 障がい者相談支援事業

- 福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- 社会資源の活用支援に関すること
- 社会性活力を高めるための支援
- ピアカウンセリングに関すること
- 専門機関の紹介に関すること
- 権利擁護のために必要な援助に関すること

(2) 基幹型相談支援センター事業

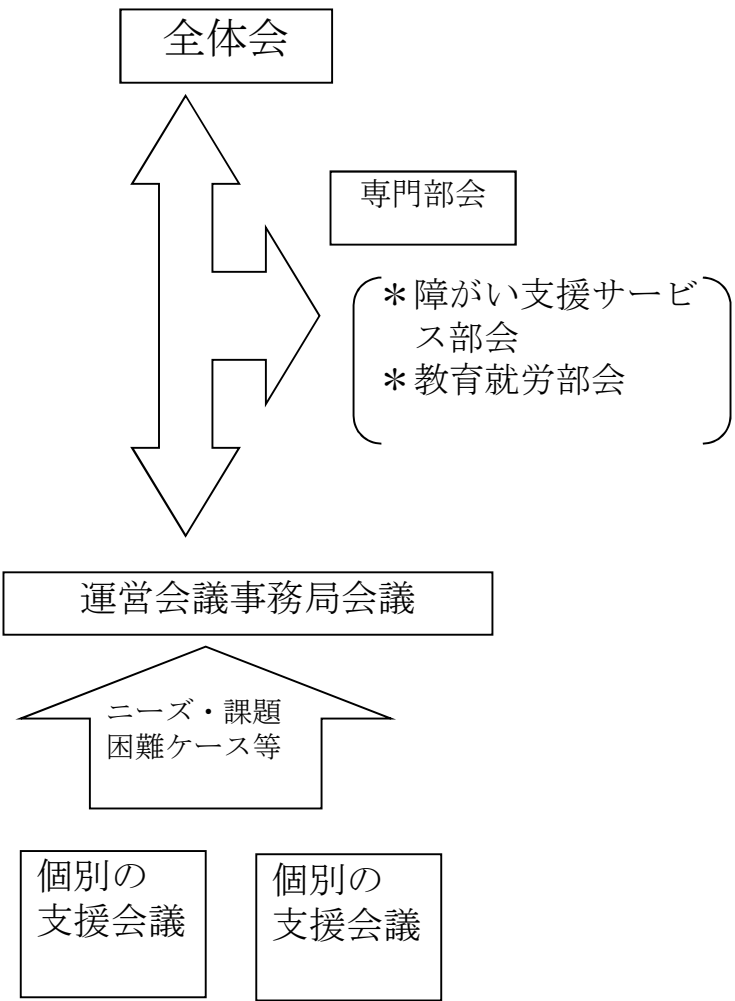
- 総合的・専門的な相談支援実施に関すること(困難ケースの対応等)
- 地域の相談支援の強化の取組みに関すること
- 地域移行・地域定着の促進の取組みに関すること
- 就労・就業についての障がい者・事業者への支援等
- 権利擁護・防止に関すること
- 自立支援協議会の運営に関すること

平成27年度～ 障がい者自立支援協議会体制図

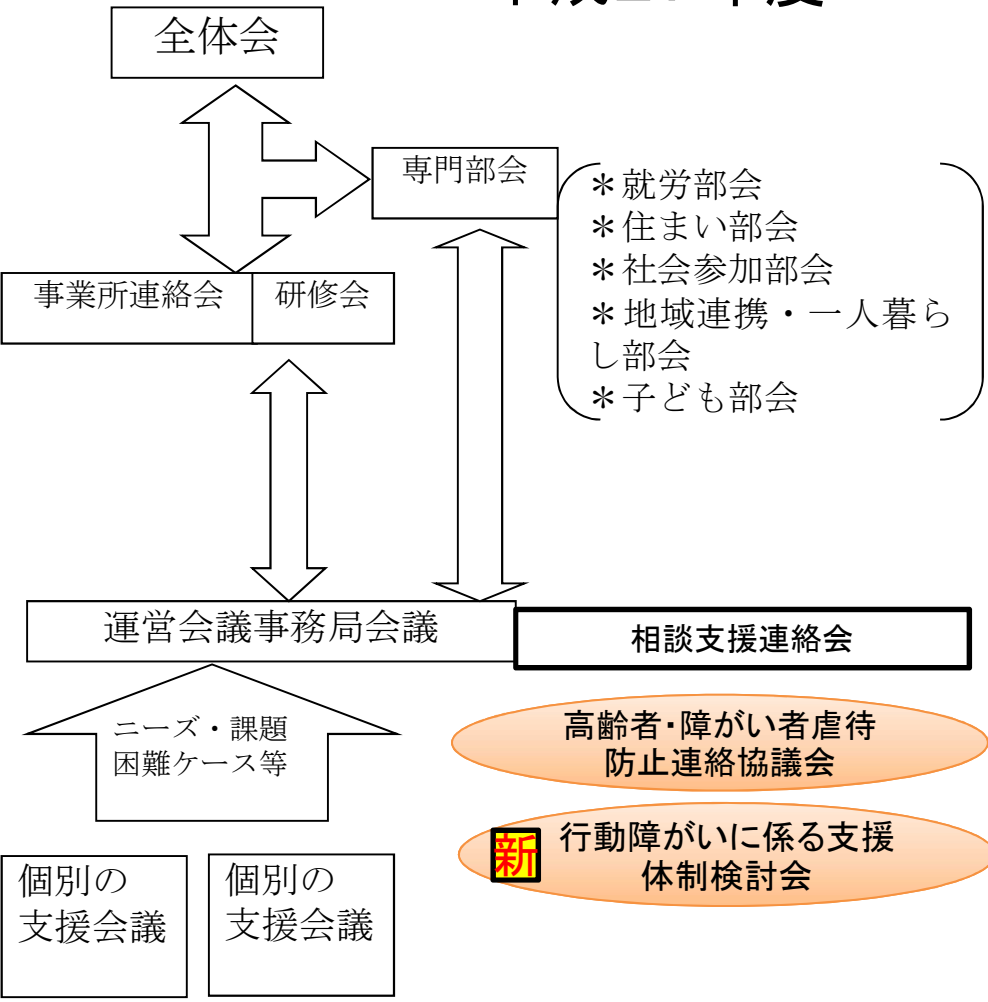


自立支援協議会の体制の変化

平成19年度



平成27年度



虐待研修に至る事例

自立支援協議会の事業所連絡会でこれまで幾度と虐待をテーマにした研修会は行ってきた。



近年、施設従事者によるものが増えてきた



半田市の虐待案件を分析してみた・・・



施設従事者が虐待するつもりは毛頭なく、逆に一生懸命支援したい気持ちは強かった



虐待防止法や、障がい理解の認識不足によるものが原因となっていた。また、研修会に出られない、出ても事業所内でフィードバックできていなかった



自立支援協議会運営会議に提案し解決方法を話合った



行政（虐待防止センター）が中心となって、市内の事業所へ出向いて研修しよう！

行政としての役割

□福祉のプロである必要はない

これまでの課で培ったノウハウや知識を活かしたい

□管理・監督する立場だけでは成り立たない

信頼感こそが緊急時のレスポンスに直結する

□要綱などルールが作れる立場

多くの住民に説明できる継続性のある施策であることが重要

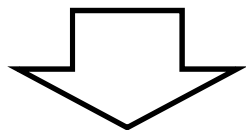
IV 行政としての立場

I 行政の責務

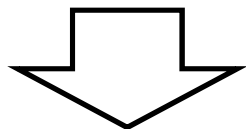
II 中心的なパートナー

III 問題解決に向けた仕組みと仕掛け

IV 行政としての立場



単年ではなく毎年、毎回確認し継続していくことができるか力量が問われてます



必要とされる社会資源が見えてくるのではないのでしょうか

相談支援体制の構築と 基幹相談支援センターを通じた 社会資源開発等について

半田市障がい者相談支援センター
センター長 加藤 恵

愛知県半田市雁宿町1-22-1

TEL: 0569-21-5585 FAX: 0569-23-7745

E-mail: soudan@cac-net.ne.jp

今回の話しのポイント

- 1、社会資源開発・改善の相談支援事業の役割
(気づき・変換・現状分析・場づくり)
- 2、指定相談支援が効果を果たし、継続するには
(適切なモニタリング頻度)
- 3、今こそ必要な基幹相談支援の役割
(土台づくり・基盤整備、企画立案、人材育成)

基幹・委託相談支援は 市町村によって内容に違いがある？

＊地域のニーズは行政に伝わっているだろうか？

＊相談支援の業務内容は行政と話し合いができていだろうか？

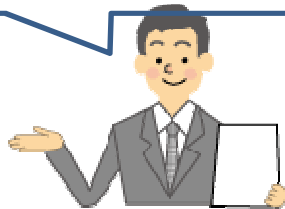
動いてくれないし、何もわかってくれないんです！



相談支援



相談支援にまかせてます。相談はあちらに。。。

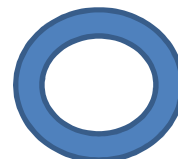


市町村

一緒に動いてくれますよ。役割分担ですね。



相談支援



こちらでも伺いますが、相談支援にも引き継ぎますね。



市町村

地域のニーズや課題をわかるように伝えられていない相談。

市役所に籠っていて、現場に出て来ない市町村職員

課題や現状が相手にわかるように伝えられる相談。

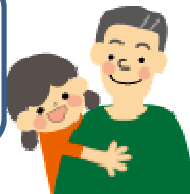
委託だからと任せきりにせず、現場に行ける市町村職員。²⁰

基幹・委託が本当に機能するために

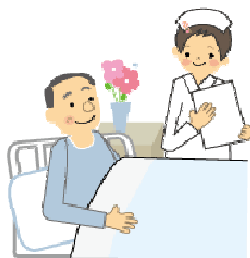
①個別のニーズの困りごとから地域の課題に 変換できるだろうか？ <<課題抽出>>

気づき

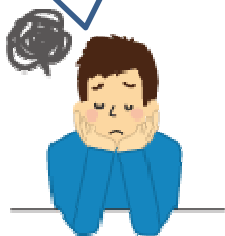
Aです。働きたいと思って何社も入社試験を受けているのですが、落ちてしまいます。



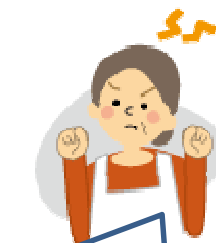
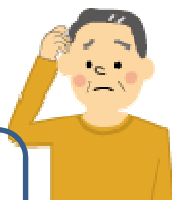
吸引ができる事業所を探していますが、必要な分だけありません。



- ・行動障がいのある方の支援者が足りない
- ・医療的ケアの必要な方の支援者が足りない
- ・虐待加害者への対応が不十分である
- ・家族の障がい理解など家族支援が不十分である
- ・地域移行の支援者が増えない
- ・学校と事業所との連携がより取れるとよい・・・



学校での支援と放課後デイでの支援。本人が戸惑っているかもしれません。



虐待と言われても・・・虐待してしまう要因があるんです。どう対応したらいいんですか！！

②地域の課題から今のわが町の課題の現状 や支援者の現状は**数値化し現状分析**ができて いるだろうか？

Mさん 2歳 男性 重症心身
気管切開・吸引・胃ろう・経管栄養
頻回の吸引・重積発作・夜鳴き・嘔吐があり、
母も育児疲れにある状態でした。



地域課題

医療的なケアが必要な人が使える支援が少ない！！
家族の負担が大きく疲労しており、自分で声を上げることもできな
い。

情報収集力

分析力

* 半田市は約12万人**1年間で1・2人**の医療的なケアが必要な方が生まれ、
退院して地域生活を始めている。

* 同じような状態で在宅な方はおり、支援を必要としているが支援までたどり
ついていない。必要な方を保健センター・訪問看護からの聞き取りで**4人**の方
と出会うことができた。

③どのような体制や仕組みがあれば この課題に取り組めるか議論ができ ているだろうか？

平成21年

実際に支援してくれたコロニーのスタッフさんと訪問看護
のスタッフさんにお話しをしてもらい

半田の多種多様な関係機関(病院・学校の先生・高齢者
の事業所・障がいの事業所・保健所・児相・民生委員)
で、**事実を共有**しました。

その上で、自分には何ができるか・どんな支援があれば
半田で笑顔で暮らせるのかを話し合いました。

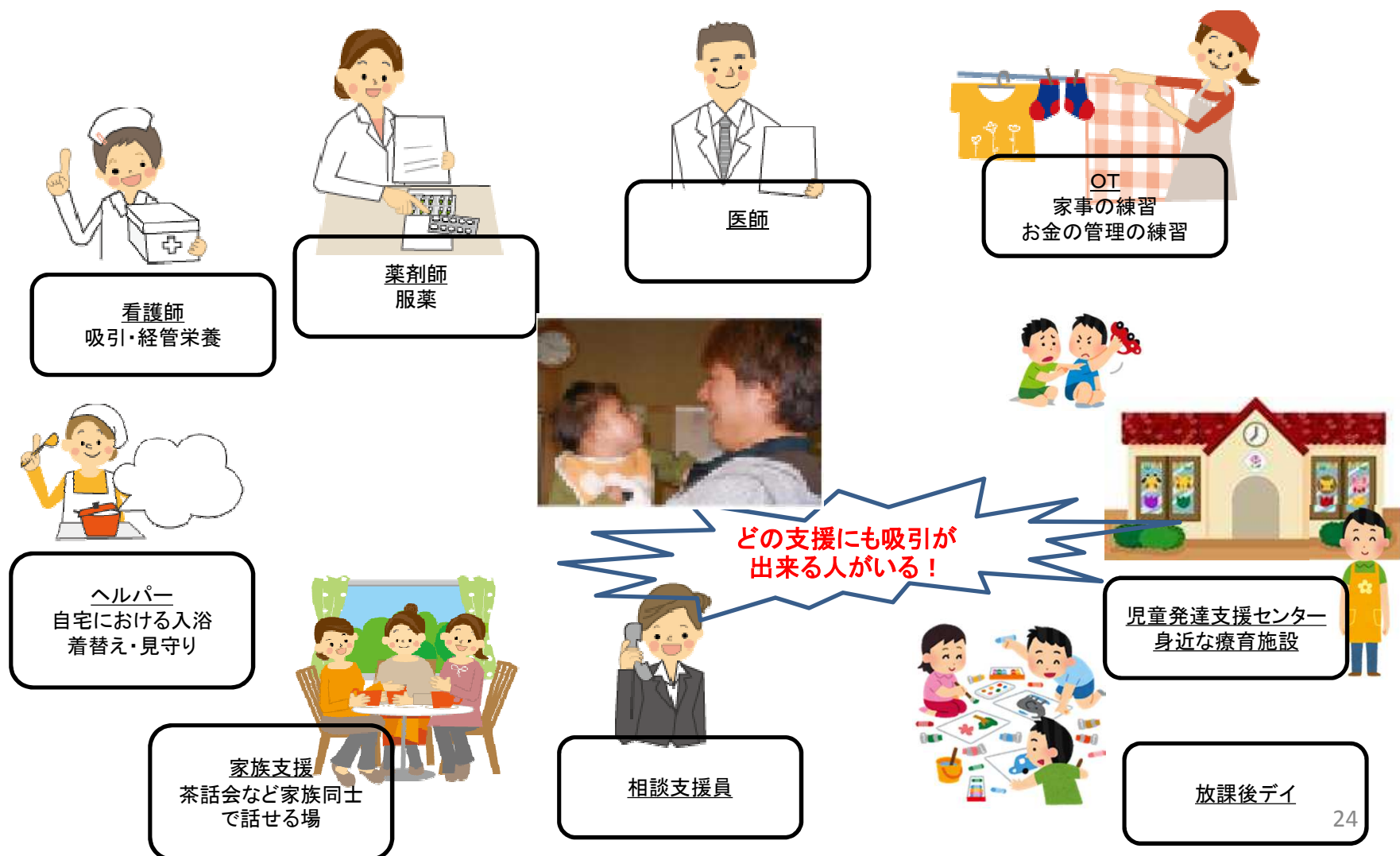


合意形成力



当事者や家族も参加して
できることワーク

④どのような体制や仕組みがあれば地域での暮らしを支えられるか？未来予想図と手法は提案できていますか？



④どのような体制や仕組みがあれば地域での暮らしを支えられるか？**未来予想図**と**手法**は**提案**できていますか？

痰吸引講座の実施！！



まずは**助成金**で。



次は**社協の共同募金**で。



必要性と効果を示して



必要な施策として
市の事業にしていく。

交渉力

もちろん地域の訪問看護などの社会資源の協力を得て
継続していくための**体制整備**と**人材育成**を！！



放課後等児童デイサービス事業所やヘルパー事業所、6箇所（15人）が痰吸引講座に参加し、市内で医療ケアの必要な方々の生活をサポートできる体制を整え始めています！

相談支援における課題分析

平成22年度にクロージングアップされた課題		
課題	現状（対応と変化）	強された課題
航空機事故を使う人が増えており、航空の機関が増えている。	一般航空が可能である人まで運送的航空に広がっている。	パイロットとパイロットの連携を強めて、航空できる人を事業所と一律に航空に結びつけていく。
高次脳機能障害のある方の機関が増えている。	高次脳機能障害との連携の増加・サービス事業所への高次脳機能障害の認知促進の促進や支援。	
普通学級のボーダーライン・不登校の中学校卒業後の機関が増えている。	学校給食問題との連携を強めるケースも増えており、学校に不登校して家庭での支援を連携して支援するケースも増えている。	中学校卒業時に困るのではなく、重要に学校（卒業後の連携）が連携できる仕組み。
出生時からとの関わりだけでなく、教育環境による障害者への支援が増えている。	教育環境が整っていない間に教育能力の問題がある家庭への支援が必要であり、保護者から一からの支援があり、一線に支援に入るケースが増えている。	人が変わっても連携が強く仕組みが必要。
サービス利用状況等により、明らかになった課題		
課題	現状（対応と変化）	強された課題
見えていなかった虐待の関と関がある子どもの生活上の問題が浮き彫りになった。	虐待は全体的に増えているが、寄り添って支援している支援が多くあり、その経験の活用が社会にも一歩であり、生活や学習支援に結びつけているケースもある。	まずは大々的でも、あと数年で一歩に横が支援できるような環境が多い。
子どもの評価を立てることで、保護者への支援の必要性が浮き彫りになった。	関の理解や対応の仕方、持病の経過や支援など関の存在は場から生み出されるものであり、それに対応できる支援が求められている。支援者など関係者の連携強化などは参加も増えている。	まずまずとアフォーメーションの支援の必要性が高まっている。
		ユースサービスにおける支援や関係機関が必要になっている。
平成22年度にクロージングアップされた課題		
保護者と子どものニーズが異なり、保護者の側での多量のサービス提供が見受けられる。		
虐待や（虐待被害）で関がある方の受け入れを促しているが、関がある方の行動の対応に困難し、受け入れのむずかしさの原因になっている。		
虐待者が多く、長年虐待者が見受けられ、関のサービスから虐待のサービスへの移行が必要だと考えられるが、どこでどのように対応を行うか。		
ヘルパー事業所の職員数が少ない（とくに対応の難しい方への対応ができるヘルパーさんが減少）サービスを受けることが難しい方が出てきている。		
児童障害のある方の区分が狭くなる傾向にあり、通院介助や同行支援が受けにくいことがある。区分を変化、ガイドヘルパーの職員の支援等の必要性も出てきている。		

個別の課題等から、部会で取り組む内容や講座の開催に。1つ1つ具体化していく！

市役所・センターの共同事務局

平成25年度 就労部会 年間予定表

【今年度の目的】

就労支援における多機能型展開についての検討・勉強会
就労体験のしくみの構築＋さらなる体験先の開拓（前年度引き継ぎ）
就労者の定着支援について

【アウトプット】

一般企業への啓発・就労体験へのお願いを含めた営業活動

	25年度4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉的就労					第1回 8月27日					第2回 1月30日		
内容					【テーマ】 福祉的就労について① 場所：未定 時間：13:30～15:00 参加者：福祉事業所 等 議案：多機能型展開方法について 余暇支援(日中一時B型)					【テーマ】 福祉的就労について② 場所：未定 時間：13:30～15:00 参加者：企業、福祉事業所 当事者、センター 議案：		
障がい者雇用			第1回 6月12日				第2回 10月30日				第3回 2月26日	
内容			【テーマ】 ①就労体験者の応募 ②定着支援について 場所：未定 時間：13:30～15:00				【テーマ】 ①就労体験の現状報告 ②定着支援について 場所：未定 時間：13:30～15:00				【テーマ】 ①就労体験についてまとめ報告 ②定着支援について 場所：未定 時間：13:30～15:00	
企業交流会				第1回 7月中旬				第2回 11月中旬				
内容				場所：集会室 時間：10:30～14:00 福祉施設見学＋企業交流会				場所：集会室 時間：10:30～14:00 福祉施設見学＋企業交流会				
事務局 打ち合わせ	4月5日	5月10日	6月7日	7月5日 7月26日	8月2日 8月23日	9月6日	10月4日	11月1日 11月15日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
内容	・契約書作成 ・保険要綱確認 ・マニュアル作成	・事業所へ依頼	・コア会議まとめ ・部会準備 ・企業案内 等	・アセスメント ・報告内容 まとめ ・交流会準備	・部会まとめ ・事業所へ依頼	・就労体験開始	・就労体験 ・コア会議まとめ	・就労体験 ・交流会準備	・就労体験 ・効果測定 まとめ ・部会準備	・部会準備	・今年度まとめ ・来年度の 方向性	・来年度準備
事前準備												
担当①	雇用主総会に参加 社会資源マップ記載企業の訪問		体験準備(企業対応)			就労体験開始(9月～12月末)				効果測定		
担当②	資料作成		体験準備(アセスメント)			就労体験開始(9月～12月末)＋終了した人から評価				効果測定		
全体		部会準備			部会反省会		研修会準備＋就労支援パンフ作成			研修反省会	来年度の方	方向性
事務局会議 基本 金曜 13:00～14:00												

事業所連絡会

～情報共有を通して連携強化に～

平成25年度 半田市障がい者自立支援協議会
事業所連絡会

平成25年度の事業所連絡会は、市内及びその近隣の障がい福祉サービス事業所等の管理責任者・サービス提供管理責任者等の方を中心に、事業所間の連携強化と法改正等の情報共有を目的に実施します。
※サービス管理責任者以外の方も積極的にご参加下さい。

第1回

日時：10月24日（木） 13:30～15:00

場所：アイプラザ 第1会議室

講師：菊本 圭一氏（日本福祉支援専門員協会 理事）

内容：「福祉施設事業所とサービス提供事業所の連携の必要性と、その効果について」

第2回

日時：12月2日（月） 13:30～15:00

場所：半田市役所 大会議室

講師：佐木 康二氏（障がい者支援センター センター長）

内容：「施設中の実践・実例を通して、障がい者虐待について考える」

第3回

日時：未定（現在調整中）

場所：未定（現在調整中）

講師：坂本 崇 氏（株式会社 坂本総合研究所）

内容：「災害にも強い！福祉サービスネットワーク作り」

～各事業所の災害対策を結びつける、半田市！地域防災計画（DCP）を作りましょう～

問い合わせ先

■半田市役所 地域福祉課（清水）

■半田市障がい者支援センター（中野・水谷）

TEL 0569-21-3111(288)

TEL 0569-21-5585



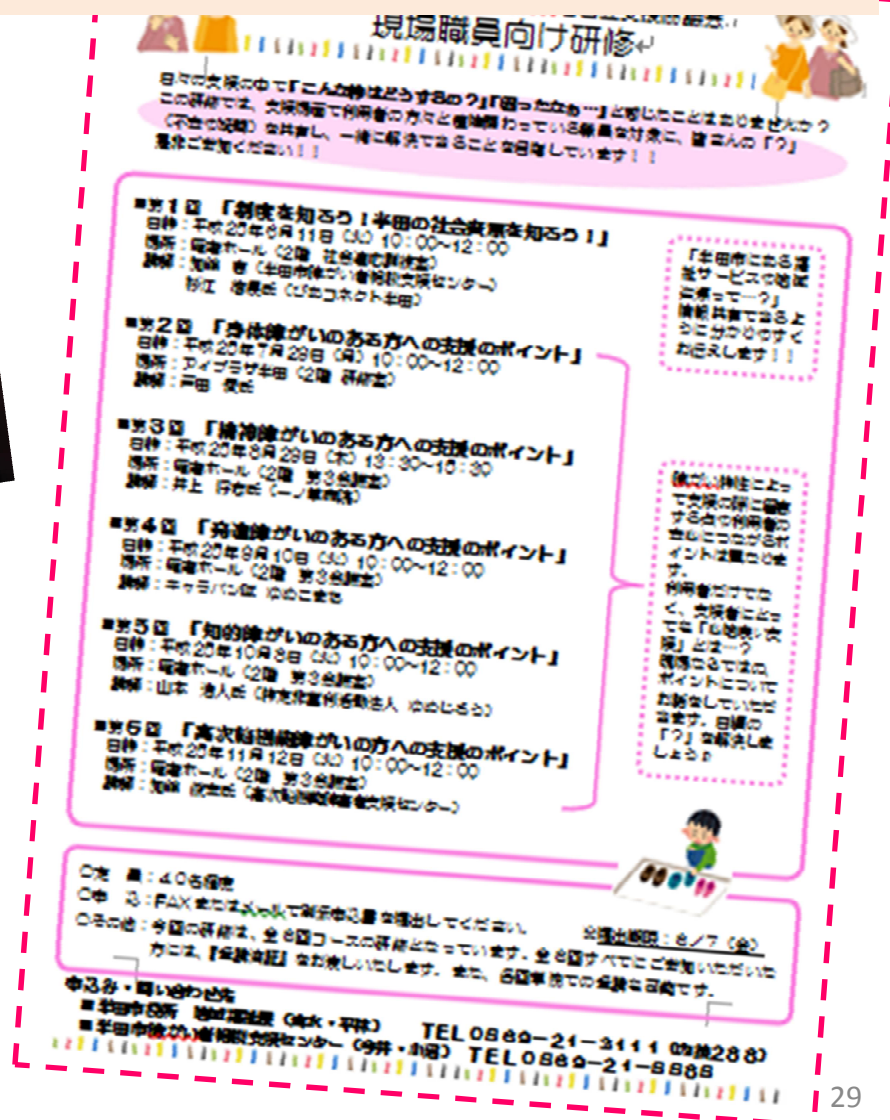
顔の見える関係づくりのために・・・
ともに研修する場をつくる♪



～みんなで支えられる地域事業所を増やしたい～



日頃のモヤッとにヒントを得たり、
体感を共有する機会をつくる♪



相談支援連絡会

～ひとりで抱え込まないために～

相談支援に係るQ & A (半田市における細部のルール)

※サービスの追加・変更におけるサービス専用利用計画の提出について※

Q1 平成27年3月までの経過措置期間であって、まだ計画作成が済んでいない方について、現在利用しているサービスでの増減がある場合サービス専用利用計画の作成を必要とするのか？

A1 経過措置期間にあつては、計画的にすべてのサービス利用者のサービス計画を作成していただくために3年間に分けて順次計画作成を依頼している。どの事業所においても、依頼のあったサービス専用利用計画の作成でいっばいであるため、まだ計画作成の時期に当たっておらず、現在利用しているサービスの増減のみの場合はサービス専用利用計画がなくても変更を行うものとする。

【ただし、担当窓口で本人や家族との面談の結果、現時点から相談支援事業所の関与を必要と判断するものについては、計画作成を依頼するものとする。】

現在使っているサービス以外のサービスを新たに使う場合には、本人の状況や家族環境等が大きく変化したものと考え、サービスの追加にあたり、サービス専用利用計画の提出をお願いするものとする。

Q2 不規則な通院が見込まれる場合、どのように計画に明記したらよいのか？

A2 2週に1回の通院の場合等は、月に3回通院があることも見込んで、「通院介護2週に1回3時間×3回＝9時間」と福祉サービス専 領域・内容・頻度の欄に記入する。また、毎月モニタリング【自分でサービスの調整が難しい知的障害・精神障がいのある一人暮らし等】の家庭であつて、緊急時が来月見込まれる場合には、サービス専用利用計画の通院介護を含む行の「その他留意事項」の欄に「原簿等転写不良の理由により緊急に通院介護を必要とする際は、半田市地家福祉課に一添を入れて対応する。」その場合のサービス専用利用計画の提出は必要としない。

地域の資源をみんなの資源に・・
ルール・仕組みの確認や事例検討、
学びあう場づくり♪



課題検討や共有を次に繋げる！

研修会や各部会の取り組みを
「ダイジェスト」というかたちで
記録を残している。

⇒フィードバック・共有が広くできる

他分野・多職種との
開かれたネットワークづくり！



指定相談支援が効果を果たし、継続するには

適切なモニタリング頻度の設定が①障がい当事者の状況把握と②事業所・学校・保育園等との密な関係づくりにもつながり、また③相談支援事業の経営の確立にもつながります



その結果、障がいのある当事者が途切れのない日々の生活と将来に向けた目標設定ができます。また、現在の支援も適切なサービス適切な量の支援を提供することができます。

モニタリング頻度の見直しによる現状のモニタリング頻度

半田センター9月	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	1年	合計
	70	48	110	122	17	96	12	475
半田現状	37%	14%	21%	17%	2%	9%	1%	100%
鈴木案	10%	15%	40%			30%	5%	100%

<<鈴木バージョンパーセンテージの場合>>

計画作成数

	1ヶ月の計画作成数	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	1年	ケース数
50人ケース	4.2	5	7.5	20	0	0	15	2.5	50.0
60人ケース	5.0	6	9	24	0	0	18	3	60.0
70人ケース	5.8	7	10.5	28	0	0	21	3.5	70.0

モニタリング数

	1ヶ月のモニタリング数	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	1年	年間モニタ数
50人ケース	17.7	55	45	80	0	0	30	2.5	212.5
60人ケース	21.3	66	54	96	0	0	36	3	255
70人ケース	24.8	77	63	112	0	0	42	3.5	297.5

1人相談支援の想定

必要経費

相談員人件費(1名社士)	3549231
法定福利費	539448
福利厚生費	21600
研修費	20000
交通費	10000
消耗品費	50000
印刷製本費	40000
通信運搬費(電話1台追加)	240000
賃借料(車リース1台)	270000
燃料費(1台分)	170000
総額	4910278

70人担当

計画作成	70人 × 16000円 = 1,120,000	1120000
モニタリング	297 × 13000円 = 3861000	3861000
		4981000

60人担当

計画作成	60人 × 16000円 = 960,000	960000
モニタリング	255 × 13000円 = 3,315,000	3315000
		4275000

3人相談支援(特定事業所)の想定

<<正規8年目+臨職2名>

正規	相談員人件費(1名社士)	3998858
	法定福利費	607786
	福利厚生費	21600
臨職(社士)	相談員人件費(1名社士)	3549231
	法定福利費	539448
	福利厚生費	21600
臨職(社士)	相談員人件費(1名社士)	3549231
	法定福利費	539448
	福利厚生費	21600
	事務員人件費(2名×0.5)	1756800
	緊急電話手当(3000円×365日)	1095000
	研修費	60000
	会議旅費交通費 (市外入所施設聞き取り等)	50000
	消耗品費	50000
	印刷製本費	100000
	通信運搬費(電話1台追加)	240000
	賃貸料(パソコンリース・ソフト)	398000
	賃借料(車リース3台追加)	800000
	燃料費(3台分)	500000
		17898601

<<正規15年目+臨職2名>

正規	相談員人件費(1名社士)	4837948
	法定福利費	735320
	福利厚生費	21600
臨職(社士)	相談員人件費(1名社士)	3549231
	法定福利費	539448
	福利厚生費	21600
臨職(社士)	相談員人件費(1名社士)	3549231
	法定福利費	539448
	福利厚生費	21600
	事務員人件費(2名×0.5)	1756800
	緊急電話手当(3000円×365日)	1095000
	研修費	60000
	会議旅費交通費 (市外入所施設聞き取り等)	50000
	消耗品費	50000
	印刷製本費	100000
	通信運搬費(電話1台追加)	240000
	賃貸料(パソコンリース・ソフト)	398000
	賃借料(車リース3台追加)	800000
	燃料費(3台分)	500000
		18865225

70人担当

計画作成	70人×19000円=1,330,000	1330000
モニタリング	297×16000円=4752000	4752000
		6082000

60人担当

計画作成	60人×19000円=1140,000	1140000
モニタリング	255×16000円=4080,000	4080000
		5220000

1人70人担当 計画相談利用者数210人(うち1割地域定着 21人)

計画相談	6082000円×3人	18246000
地域定着	21人×3000円×12ヶ月	756000
		19002000

1人60人担当

計画相談	5220000円×3人	15660000
地域定着	21人×3000円×12ヶ月	756000
		16416000

<<モニタリング頻度の決定における理由>>

毎月

- * 退院したばかりでサービス調整と本人の状態の変化を見守る必要がある。
- * 事業所で落ち着いておらず、頻繁な調整が必要である。
- * 介護保険への移行調整中。
- * 虐待あり（要家族支援ケース）である。
- * 重症心身障害者であり、5 事業所以上を利用しており、サービスの調整を毎月必要とする。
- * 障がいのある方が複数いる家庭で家族支援を必要とする。
- * 自殺未遂歴あり。状態の確認および家族支援を必要とする。

2 ヶ月

- * 母が出産を控えており、家庭環境やサービス状況の変化が見込まれる。
- * 生活困窮者であり、生活が不安定で家族支援を必要とする。
- * 家族はいるものの判断能力に課題があり、家族支援も必要とする。
- * 以前にDVがあり、落ち着いているものの見守り確認を必要とする。
- * 通所が不安定で家族ともに思いが変わりやすい。

3 ヶ月

- * 一般就労を希望しており、就労前の生活状況や能力の把握など就労に向けた状態のモニタリングなどを必要とする。
- * GHに入居しているが、地域移行の希望があり調整を必要とする。
- * 幼児であり、成長の変化が著しい。
- * 家族の波があり、不安感が強く定期的な状態確認を必要とする。
- * 家族も判断能力が低く、定期的な確認・見守りを必要とする。
- * 障がいのある方が複数いる家庭で落ち着いてはいるものの、定期的な確認を必要とする。
- * 虐待までには至っていないものの虐待のリスクがある。

4 ヶ月

- * 学齢期であり、長期休暇、学期の変わり、年度変わりなどにより状況の聞き取りやその後の調整を必要とする。

指定相談支援がモニタリングしやすく するために！（半田での工夫）

＊ 指定相談が学校や保育園や事業所に入りやすい環境整備をする！



- ① 保育園の園長会での説明！
- ② 夏休みの学校訪問！
- ③ 学校の先生や保育園の先生の放課後デイバスツアー
- ④ 事業所連絡会の実施



こんなに情報が届いていなかったんだ～。声が上げられないのか～。

届いていないところへ訪問事業



平成24年
療育ABC精神1級
サービス未利用者を
訪問

平成25年
精神2級
サービス未利用者を
訪問

情報が届いていない、自分では「困った」「これがしたい」と声が上げられない方を全戸訪問。

知的障害33歳女性
中学卒業後、9年ほど一般就労をするが、人間関係で退職。その後12年間引きこもっていた。その間に精神症状も出てきて、通院。誰かに相談していいのか？親が年をとっていく中、不安で仕方なかった。訪問開始後1年

通所を見学し、外に出ようか

精神障害22歳女性
中学卒業後、専門学校に行くが通えず、7年間入退院を2度ほどしながら、引きこもっていた。母もうつになり、限界を迎えたことも。姉の出産もあって、今後どうしたらいいかと悩んでいた。話を聞いてくれるだけでもいい。

まずは定期訪問から。。

精神障害54歳女性
息子が中学のころに発症。なんとか自宅で支えていたが、症状が悪化し、入院。退院後は母と暮らしていたが、その母が他界。どうしたらいいかわからなかったんですと息子。病院にも通えておらず。僕一人では。。

病院へのつなぎから。。³⁷

相談支援体制図

委託相談

地域づくり(エンパワメント・民生委員等地域との連携)
専門機関の紹介・社会資源の活用支援

訪問事業
声の上がらない人へ
ピアサポート事業

就労支援
茶話会
ピアサロン

指定相談

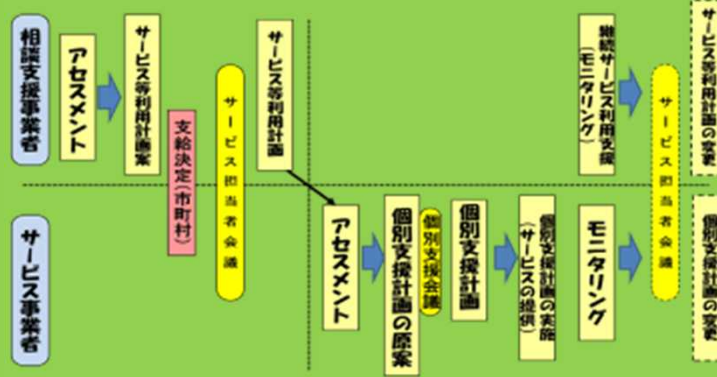
SST道場

さくらの木

働くみらいの会

福祉サービスの
利用援助

サービスの調整・総合的な計画の
作成



基幹相談

人材育成(研修実施)・ルール仕組みなどの基盤整備・連携強化の取り組み
OJT・総合相談・専門相談・体制整備(地域移行・虐待防止)

市や基幹相談の役割は？

- 気づきを地域課題へ変換
- 具体的な数字などへの現状分析
- 必要な仲間を集めての議論の場づくり



基盤整備（土台作り）が役割です。
その土台での人材育成がなされ、
地域の人材が適所適材で活躍してこそ、
本当に必要な社会資源改善・開発ができるように
思います。